



県章

山形県公報

平成28年1月29日(金)
第2717号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) …… 91
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) …… 92
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) …… 同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) …… 同
- 農用地利用配分計画の認可……………(農政企画課) …… 93
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) …… 99
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(庄内総合支庁建設総務課) …… 同

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治団体の設立……………同
- 政治団体の届出事項の異動……………100
- 政治団体の解散……………101
- 資金管理団体の指定……………102
- 資金管理団体の指定の取消……………同

病院事業局関係

規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………同

公 告

- 平成27年度自衛官候補生の募集……………(市町村課) ……103
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) …… 同
- 同……………(置賜総合支庁建築課) ……107
- 公示による通知……………(収用委員会) ……110

告 示

山形県告示第88号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|-----------|----------------|------------|
| ながまち歯科医院 | 米沢市春日二丁目13番16号 | 平成28. 1. 1 |
| 本間歯科医院 | 酒田市中町三丁目7番18号 | 同 |
| かめの森薬局 | 南陽市島貫590番地14 | 同 |

山形県告示第89号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地 | 廃止年月日 |
|-----------|---------------|--------------|
| ながまち歯科医院 | 米沢市春日二丁目13番3号 | 平成27. 12. 31 |
| タツミ薬局 | 天童市東芳賀一丁目1番5号 | 同 |

山形県告示第90号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成28年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|-----------|--------------------------------|------------|--------------|
| やすらぎの里金井 | 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 山形市内表東1番地 | 平成27. 11. 27 |

山形県告示第91号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
株式会社ひびき
山形市南二番町7番5号 ラ・プラス式番街1F 102
- 変更の内容

| | | |
|---------------|--------------------------------|-------------|
| 指定介護機関の所在地 | | 変更年月日 |
| 変更前 | 変更後 | |
| 山形市双葉町二丁目6番2号 | 山形市南二番町7番5号 ラ・プラス式 番街1F 102 | 平成27. 9. 15 |

山形県告示第92号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成28年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|--------------------|-------------------------------|
| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | |
| 青柳 一彦 | 東村山郡中山町大字長崎240番地11 | 東村山郡山辺町大字山辺字立道 6191番ほか1筆 |
| 早坂 雅俊 | 山形市大字中野206番地 | 東村山郡山辺町大字山辺字塚田 5725番 |
| 伊藤 洋助 | 東村山郡山辺町大字根際15番地3 | 東村山郡山辺町三河30番 |
| 有限会社渡辺商店 | 東村山郡山辺町大字大寺837番地 | 東村山郡山辺町大字山辺字菅ノ 町4151番ほか2筆 |
| 小関 健登 | 東村山郡山辺町大字大塚76番地 | 東村山郡山辺町大字大塚字大塚 1106番 |
| 高内 良助 | 東村山郡山辺町大字三河尻10番地 | 東村山郡山辺町近江12番1 |
| 室岡 賢一 | 山形市大字中野目447番地の2 | 東村山郡中山町大字長崎字川前 道下9198番ほか1筆 |
| 安達 聡 | 西村山郡河北町大字吉田217番地12 | 西村山郡河北町大字吉田字馬場 2516番1ほか3筆 |
| 阿部 新 | 西村山郡河北町大字新吉田609番の甲 | 西村山郡河北町大字吉田字吉田 東2766番 |
| 岡崎 忍 | 西村山郡河北町谷地庚1103番地 | 西村山郡河北町大字吉田字馬場 2376番ほか1筆 |
| 岡崎 忠行 | 西村山郡河北町谷地庚1104番地 | 西村山郡河北町大字吉田字馬場 2370番ほか4筆 |
| 岡崎 嘉夫 | 西村山郡河北町谷地庚983番地 | 西村山郡河北町大字吉田字馬場 2319番ほか2筆 |
| 木嶋 啓治 | 西村山郡河北町谷地庚98番地 | 西村山郡河北町大字吉田字吉田 東2653番ほか1筆 |
| 木嶋 正彦 | 西村山郡河北町大字吉田22番地 | 西村山郡河北町大字吉田字吉田 3049番 |
| 今部 美恵 | 西村山郡河北町谷地庚1095番地 | 西村山郡河北町大字吉田字馬場 2334番1ほか2筆 |

| | | |
|--------------|-----------------------|----------------------------|
| 斉藤 一清 | 西村山郡河北町大字新吉田21番地の1 | 西村山郡河北町大字新吉田字新吉田東407番1ほか3筆 |
| 斉藤 千代子 | 西村山郡河北町大字新吉田23番地 | 西村山郡河北町大字新吉田字新吉田東423番 |
| 斉藤 盛行 | 西村山郡河北町大字新吉田22番地1 | 西村山郡河北町大字新吉田字新吉田東424番 |
| 佐藤 吉政 | 西村山郡河北町大字吉田1267番地の17 | 西村山郡河北町大字新吉田字新吉田東454番ほか4筆 |
| 鹿野 大二朗 | 西村山郡河北町大字新吉田25番地 | 西村山郡河北町大字新吉田字新吉田東458番ほか4筆 |
| 鹿野 猛美 | 西村山郡河北町大字新吉田29番地 | 西村山郡河北町大字新吉田字新吉田東234番ほか1筆 |
| 鹿野 秀春 | 西村山郡河北町大字新吉田784番地 | 西村山郡河北町大字新吉田字新吉田東227番ほか4筆 |
| 鹿野 勇治 | 山形市大字中野目661番地11 | 西村山郡河北町大字新吉田字新吉田東516番ほか3筆 |
| 曾根 永吉 | 西村山郡河北町谷地字東549番地の2 | 西村山郡河北町大字吉田字吉田東2656番 |
| 田宮 純市 | 西村山郡河北町谷地庚1099番地の1 | 西村山郡河北町大字吉田字馬場2305番 |
| 角川 幸一 | 西村山郡河北町谷地辛2085番地の2 | 西村山郡河北町大字吉田字吉田東2694番ほか1筆 |
| 角川 仁 | 西村山郡河北町谷地辛2085番地の1 | 西村山郡河北町大字吉田字吉田東2691番 |
| 角川 廣美 | 西村山郡河北町谷地辛2141番地 | 西村山郡河北町大字吉田字吉田東2697番 |
| 東海林 和恵 | 西村山郡河北町谷地庚1106番地 | 西村山郡河北町大字吉田字馬場2302番ほか8筆 |
| 中野 正彦 | 西村山郡河北町大字岩木1104番地 | 西村山郡河北町大字吉田字馬場2450番ほか2筆 |
| 縄 潤一 | 西村山郡河北町大字岩木195番地 | 西村山郡河北町大字吉田字馬場2465番1ほか5筆 |
| 長谷川 健 | 西村山郡河北町大字吉田912番地4 | 西村山郡河北町大字吉田字吉田東2856番1ほか1筆 |
| 樋口 秀樹 | 西村山郡河北町大字吉田103番地 | 西村山郡河北町大字吉田字吉田東2790番1ほか2筆 |
| 農事組合法人ファーム吉田 | 西村山郡河北町大字吉田字靈堂522-1番地 | 西村山郡河北町大字吉田字花ノ木2948番ほか70筆 |
| 堀 英一 | 西村山郡河北町大字吉田363番地 | 西村山郡河北町大字吉田字馬場2512番ほか2筆 |
| 堀 和彦 | 西村山郡河北町大字岩木168番地1 | 西村山郡河北町大字吉田字馬場2402番 |
| 増川 弘樹 | 西村山郡河北町谷地辛2107番地 | 西村山郡河北町大字吉田字吉田東2823番ほか1筆 |
| 渡邊 久悦 | 西村山郡河北町大字吉田96番地の2 | 西村山郡河北町大字吉田字馬場2532番ほか14筆 |
| 渡辺 信行 | 西村山郡河北町大字吉田578番地の1 | 西村山郡河北町大字吉田字吉田東2806番 |

| | | |
|-----------|----------------------|-----------------------------|
| 渡邊 義信 | 西村山郡河北町谷地ひな市二丁目6番地の1 | 西村山郡河北町大字吉田字吉田東2669番ほか3筆 |
| 益賀多 恵 | 新庄市大字升形1713番地の20 | 新庄市大字升形字門ヶ沢664番12ほか8筆 |
| 高橋 俊逸 | 新庄市十日町6692番地 | 新庄市十日町字冷水沢7597番ほか4筆 |
| 早坂 淳 | 新庄市大字萩野字二枚橋163番地の1 | 新庄市大字萩野字塩野134番2 |
| 五十嵐 喜久雄 | 新庄市大字萩野773番地 | 新庄市大字萩野字塩野6344番ほか6筆 |
| 星川 敏彦 | 新庄市大字萩野286番地 | 新庄市大字萩野字二枚橋676番 |
| 柿崎 鶴雄 | 新庄市大字萩野4682番地の2 | 新庄市大字萩野字仁田山359番ほか1筆 |
| 星川 誠一 | 新庄市大字萩野212番地 | 新庄市大字萩野字金山道7161番ほか1筆 |
| 庄司 雅美 | 新庄市大字萩野2220番地の8 | 新庄市大字萩野字金山道7176番1 |
| 齋藤 直哉 | 新庄市大字萩野776番地 | 新庄市大字萩野字中島7430番ほか6筆 |
| 山科 新 | 新庄市大字萩野字赤坂337番地 | 新庄市大字萩野字赤坂346番1ほか5筆 |
| 山科 和也 | 新庄市大字萩野字赤坂174番地 | 新庄市大字萩野字赤坂西1番ほか6筆 |
| 阿部 吉弘 | 新庄市大字萩野1350番地 | 新庄市大字萩野字吉沢7754番ほか9筆 |
| 横瀬 誠 | 最上郡金山町大字飛森490番地 | 最上郡金山町大字飛森字日当沢386番1ほか2筆 |
| 柴田 和義 | 最上郡金山町大字有屋22番地 | 最上郡金山町大字有屋字上裏田表1017番3ほか8筆 |
| 佐藤 隆光 | 最上郡真室川町大字大沢3013番地 | 最上郡真室川町大字大沢字小畑沢3093番1ほか7筆 |
| 佐藤 慎一 | 最上郡真室川町大字大沢1075番地 | 最上郡真室川町大字大沢字矢ノ沢1062番2ほか2筆 |
| 姉崎 吉一 | 最上郡真室川町大字差首鍋431番地 | 最上郡真室川町大字差首鍋字大平536番1ほか1筆 |
| 高橋 直樹 | 最上郡真室川町大字川ノ内1605番1 | 最上郡真室川町大字差首鍋字東内山2310番1ほか23筆 |
| 斉藤 広也 | 最上郡真室川町大字大沢1751番地 | 最上郡真室川町大字大沢字大平野1658番1ほか16筆 |
| 川又 義弘 | 最上郡真室川町大字平岡318番地 | 最上郡真室川町大字大沢字蟻喰4353番10ほか21筆 |
| 株式会社阿部農機店 | 最上郡真室川町大字新町204番の3 | 最上郡真室川町大字大沢字蟻喰3977番4ほか2筆 |
| 梁瀬 俊一 | 最上郡真室川町大字川ノ内1165番地 | 最上郡真室川町大字川ノ内字上田表1332番ほか2筆 |
| 土田 昭道 | 最上郡真室川町大字内町399番地 | 最上郡真室川町大字内町字上長沢前414番3ほか2筆 |

| | | |
|--------------|---------------------|----------------------------|
| 有限会社ビッグフィールド | 米沢市大字梓川240番地 | 米沢市大字梓川字弓町193番ほか3筆 |
| 菅野 英一郎 | 米沢市大字上新田445番地 | 米沢市大字川井字道下2113番ほか1筆 |
| 大竹 茂 | 米沢市大字大平279番地 | 米沢市大字関字清ヶ原501番ほか5筆 |
| 佐藤 大喜 | 米沢市下小菅531番地 | 米沢市広幡町沖仲2058番ほか9筆 |
| 後藤 正則 | 米沢市窪田町窪田1123番地 | 米沢市窪田町窪田字南鍛冶田901番2ほか1筆 |
| 渡沢 寿 | 南陽市漆山1853番地 | 南陽市漆山字曾利橋二157番1ほか5筆 |
| 高橋 哲郎 | 南陽市宮内2435番地 | 南陽市中落合字赤根52番1 |
| 島貫 祐二 | 西置賜郡飯豊町大字中1566番地 | 西置賜郡飯豊町大字中字山王原2292番ほか3筆 |
| 佐藤 政市 | 西置賜郡飯豊町大字中56番地 | 西置賜郡飯豊町大字中字西田尻3718番ほか2筆 |
| 菅野 富士雄 | 西置賜郡飯豊町大字中116番地内1号 | 西置賜郡飯豊町大字中字沖3664番ほか2筆 |
| 佐藤 隆男 | 西置賜郡飯豊町大字中75番地第1号 | 西置賜郡飯豊町大字中字東田尻3787番 |
| 後藤 光榮 | 西置賜郡飯豊町大字萩生470番地 | 西置賜郡飯豊町大字萩生字黄金台3799番ほか3筆 |
| 嶋貫 栄助 | 西置賜郡飯豊町大字萩生371番地 | 西置賜郡飯豊町大字萩生字中ノ目4029番1ほか4筆 |
| 後藤 孝一 | 西置賜郡飯豊町大字萩生332番地 | 西置賜郡飯豊町大字萩生字道六神4131番 |
| 梅津 光則 | 西置賜郡飯豊町大字黒沢76番地 | 西置賜郡飯豊町大字黒沢字坪沼2265番1 |
| 渡部 雅光 | 西置賜郡飯豊町大字黒沢290番地 | 西置賜郡飯豊町大字黒沢字明代2435番ほか1筆 |
| 長岡 新次 | 西置賜郡飯豊町大字中524番地 | 西置賜郡飯豊町大字黒沢字叶内2991番2ほか4筆 |
| 佐原 源一郎 | 西置賜郡飯豊町大字椿1556番地1 | 西置賜郡飯豊町大字椿字鳥井先3685番1 |
| 鈴木 寛幸 | 西置賜郡飯豊町大字椿737番地 | 西置賜郡飯豊町大字椿字大豆田767番1ほか8筆 |
| 熊谷 作右衛門 | 西置賜郡飯豊町大字中1431番地 | 西置賜郡飯豊町大字椿字小原3827番1 |
| 横澤 恒子 | 西置賜郡飯豊町大字添川2480番地 | 西置賜郡飯豊町大字添川字大旦一6922番ほか11筆 |
| 山口 政司 | 西置賜郡飯豊町大字小白川1845番地5 | 西置賜郡飯豊町大字手ノ子字荻ノ袋3121番ほか28筆 |
| 舩山 彰夫 | 西置賜郡飯豊町大字小白川1569番地2 | 西置賜郡飯豊町大字小白川字大巻4188番ほか2筆 |
| 五十嵐 敏博 | 西置賜郡飯豊町大字小白川1101番地 | 西置賜郡飯豊町大字小白川字才頭先二4124番1 |

| | | |
|----------------|------------------|---------------------------|
| 五十嵐 保 | 鶴岡市文下字村ノ内12番地 | 鶴岡市文下字仲谷地12番 1 ほか 3筆 |
| 農事組合法人まめまめあくしー | 鶴岡市下川字合喜24番地 | 鶴岡市下川字堰下294番ほか 1 筆 |
| 五十嵐 仁 | 鶴岡市下清水字内田元72番地21 | 鶴岡市下清水字打越350番 1 ほか 1筆 |
| 五十嵐 正勝 | 鶴岡市山田甲45番地 | 鶴岡市山田字仲道216番ほか 1 筆 |
| 小池 均 | 鶴岡市岡山126番地 | 鶴岡市岡山字大谷地100番ほか 4筆 |
| 三浦 喜久治 | 鶴岡市山田甲43番地 | 鶴岡市山田字小京田141番 1 ほか 11筆 |
| 富樫 善弘 | 鶴岡市岡山269番地 | 鶴岡市岡山字千刈41番 2 ほか 1 筆 |
| 佐藤 光雄 | 鶴岡市小淀川乙43番地 | 鶴岡市小淀川字谷地田113番 1 |
| 五戸 富三 | 鶴岡市下清水乙226番地 | 鶴岡市森片字山崎165番ほか 3 筆 |
| 菅原 幸太郎 | 鶴岡市道形町12番48号 | 鶴岡市道形字大道東112番ほか 6筆 |
| 五十嵐 正行 | 鶴岡市文下字村ノ内 9 番地 | 鶴岡市文下字沼田217番ほか 4 筆 |
| 五十嵐 一喜 | 鶴岡市平田戊26番地 | 鶴岡市平田字平元331番ほか 4 筆 |
| 工藤 春一 | 鶴岡市中野京田乙39番地 | 鶴岡市水沢字清水尻187番 1 ほか 2筆 |
| 小松 進 | 鶴岡市水沢甲46番地 | 鶴岡市水沢字四日市221番 |
| 長谷川 新一 | 鶴岡市みずほ 6 番地 3 | 鶴岡市水沢字四日市203番ほか 1筆 |
| 小松 重二 | 鶴岡市水沢乙16番地 | 鶴岡市水沢字四日市221番 |
| 佐藤 憲一 | 鶴岡市西目丁59番地 | 鶴岡市下小中字末広田28番 |
| 小松 一彰 | 鶴岡市西目乙135番地 | 鶴岡市水沢字大谷地154番 |
| 伊藤 賢博 | 鶴岡市水沢庚38番地 | 鶴岡市水沢字山ノ腰 5 番 1 |
| 蛸井 廣雄 | 鶴岡市大淀川甲184番地 | 鶴岡市大淀川字畑田486番 |
| 萬年 美津 | 鶴岡市湯田川甲34番地 2 | 鶴岡市湯田川字砂子田156番ほか 2筆 |
| 農事組合法人バラファーム | 鶴岡市茨新田甲68番地 | 鶴岡市茨新田字村下104番 |
| 農事組合法人西沼ファーム | 鶴岡市西沼丙53番地 | 鶴岡市辻興屋字三丁場31番38ほか 24筆 |
| 山口 等一 | 鶴岡市民田字船附 9 番地 | 鶴岡市中橋字大川原173番ほか 4筆 |

| | | |
|-----------------------|-------------------|-----------------------------|
| 石川 茂弘 | 鶴岡市高坂字山口136番地 | 鶴岡市日枝字小真木原111番 |
| 阿部 貢 | 鶴岡市面野山107番地 1 | 鶴岡市下川字七窪 2 番298ほか 3 筆 |
| 庄司 雅弥 | 鶴岡市羽黒町細谷字七ツ塚64番地 | 鶴岡市羽黒町細谷字堰面207番 |
| 本間 薫 | 鶴岡市羽黒町川代字中川代156番地 | 鶴岡市羽黒町川代字中川代12番 ほか 3 筆 |
| 丸山 真太郎 | 鶴岡市羽黒町荒川字堤下116番地 | 鶴岡市羽黒町坂ノ下字上堰35番 ほか13筆 |
| 鈴木 政昭 | 鶴岡市羽黒町上野新田字上台44番地 | 鶴岡市羽黒町上野新田字上台 133番ほか 6 筆 |
| 齋藤 和彦 | 鶴岡市羽黒町玉川字玉川48番地 | 鶴岡市羽黒町玉川字中国見164 番ほか 3 筆 |
| 富樫 仁 | 鶴岡市下山添字上通10番地 | 鶴岡市下山添字長瀨46番ほか 1 筆 |
| 今野 敏文 | 鶴岡市常盤木字湯殿27番地 | 鶴岡市常盤木字関口 1 番ほか 1 筆 |
| 難波 裕一 | 鶴岡市大針字沖ノ前43番地 | 鶴岡市大針字老番割84番ほか11 筆 |
| 農事組合法人あさひの輝き・ま んてん | 鶴岡市東岩本字野中107番地 | 鶴岡市東岩本字衛門平129番ほ か 4 筆 |
| 清野 吉喜 | 鶴岡市越中山字谷口61番地 | 鶴岡市越中山字谷口72番ほか 3 筆 |
| 五十嵐 一幸 | 鶴岡市越中山字谷口50番地 | 鶴岡市越中山字西田44番 1 ほか 2 筆 |
| 農事組合法人ビーンズ本楯 | 酒田市本楯字新田目100番地 | 酒田市本楯字雷免73番 1 ほか10 筆 |
| 伊藤 義彰 | 酒田市保岡字屋敷添21番地 | 酒田市保岡字屋敷添 3 番 2 ほか 2 筆 |
| 本間 正治 | 酒田市保岡字屋敷添26番地 | 酒田市保岡字屋敷添358番ほか 1 筆 |
| 仲川 勤 | 酒田市大豊田字上星川35番地 | 酒田市大豊田字家ノ前85番ほか 3 筆 |
| 佐々木 伸一 | 酒田市横代字千代桜14番地 | 酒田市横代字高阿弥田132番ほ か 8 筆 |
| 兼山 宏勝 | 酒田市亀ヶ崎四丁目16番 9 号 | 酒田市大町字下割651番ほか 3 筆 |
| 白畑 三也 | 酒田市大町11番 6 号 | 酒田市字仁助谷地473番ほか 3 筆 |
| 齋藤 安彦 | 酒田市大町16番 4 号 | 酒田市大町字下切添326番ほか 5 筆 |
| 後藤 孝也 | 酒田市字片町53番地 | 酒田市土淵字大門102番ほか 3 筆 |
| 高橋 隆 | 東田川郡庄内町生三字奥沼田59番地 | 東田川郡庄内町西袋字駅前64番 1 ほか15筆 |
| 本間 俊 | 東田川郡庄内町三ヶ沢字宮田35番地 | 東田川郡庄内町三ヶ沢字扇田 222番ほか 4 筆 |

| | | |
|-------|-------------------|---------------------------|
| 佐藤 幸雄 | 東田川郡庄内町跡字梅木57番地 | 東田川郡庄内町跡字梅木135番 2ほか19筆 |
| 北川 弾志 | 東田川郡庄内町榎木字小金台40番地 | 東田川郡庄内町廿六木字中洲郷 51番ほか4筆 |

- 2 認可年月日
平成28年1月25日

山形県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成28年1月29日から同年2月11日まで縦覧に供する。

平成28年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 458号
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|------------------------------------|------|--------------------|---------|
| 新庄市大字升形字中島3543番1から 同 笹原2859番1まで | 旧 | 38.0メートル } 14.0 | 480メートル |
| 同 上 | 新 | 38.0メートル } 14.0 | 同 上 |

山形県告示第94号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分の次のとおり指定した。

平成28年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
2 路線名 鶴岡羽黒線
3 指定した道路の部分の区間 鶴岡市苗津町2番133から
同 神明町4番46まで（上り線に限る。）
鶴岡市大東町14番43から
同 14番41まで（下り線に限る。）
4 指定年月日 平成28年1月29日

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成28年1月29日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-------------|--------|----------|----------------------|---------------|
| 仁科洋一後援会 | 宮崎宏夫 | 後藤秀一 | 西置賜郡小国町大字小国小坂町439番地2 | 平成 27.12.7 |
| 私鉄庄内交通政策研究会 | 金内悟 | 阿部亮哉 | 鶴岡市錦町4-54 | 同 12.21 |
| 川合たけし後援会 | 鈴木修 | 山田博 | 南陽市川樋2745の内2 | 同 28.1.6 |
| 南陽市を明かるくする会 | 川合猛 | 山田博 | 南陽市川樋2745の内2 | 同 |

山形県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成28年1月29日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

1 政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 内 容 | | 異動年月日 |
|-----------------|--------|------------|-----------------|--------------------|--------------|
| | | | 新 | 旧 | |
| 自由民主党山形県看護連盟支部 | 伊藤加代子 | 会計責任者の氏名 | 伊藤加代子 | 長岡重代 | 平成 27.5.9 |
| 自由民主党八幡支部 | 土門歳夫 | 会計責任者の氏名 | 羽根田篤 | 佐藤康晴 | 同 6.5 |
| 自由民主党長井市支部 | 平弘造 | 主たる事務所の所在地 | 長井市白兔1230番地 | 長井市白兔1226番地 | 同 12.3 |
| 自由民主党山形県長井市第一支部 | 平弘造 | 主たる事務所の所在地 | 長井市白兔1230番地 | 長井市白兔1226番地 | 同 |
| 自由民主党大江町支部 | 結城岩太郎 | 主たる事務所の所在地 | 西村山郡大江町大字小新41番地 | 西村山郡大江町大字本郷丙639番地4 | 同 12.13 |
| | | 代表者の氏名 | 結城岩太郎 | 古城紀夫 | |
| 自由民主党白鷹支部 | 小形輝雄 | 主たる事務所の所在地 | 西置賜郡白鷹町浅立3831-2 | 西置賜郡白鷹町畔藤2788 | 同 12.21 |
| | | 代表者の氏名 | 小形輝雄 | 衣袋志郎 | |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 内 容 | | 異動年月日 |
|-----------|--------|----------|-------|------|--------------|
| | | | 新 | 旧 | |
| 山形県看護連盟 | 伊藤加代子 | 会計責任者の氏名 | 伊藤加代子 | 長岡重代 | 平成 27.5.9 |
| 白井たけみち後援会 | 石山憲一 | 会計責任者の氏名 | 奥山栄悦 | 佐藤吉雄 | 同 6.30 |

| | | | | | |
|----------------------|------|------------|-------------|-------------|------------|
| みんなが主役「がんばろう長井！」市民の会 | 手塚隆幸 | 主たる事務所の所在地 | 長井市館町南12-17 | 長井市高野町1-2-2 | 同 10.21 |
| 新田道尋後援会 | 新田久 | 会計責任者の氏名 | 田中幸一 | 井上政則 | 同 12.1 |
| 小関あつし後援会 | 小関淳 | 主たる事務所の所在地 | 新庄市住吉町1-18 | 新庄市本町4-39 | 同 12.10 |
| 高橋一郎後援会 | 佐藤正宏 | 代表者の氏名 | 佐藤正宏 | 高橋義郎 | 同 |
| | | 会計責任者の氏名 | 高橋義郎 | 三身隆雄 | |
| 内藤明後援会 | 富沢房敏 | 代表者の氏名 | 富沢房敏 | 奥山幸蔵 | 同 12.15 |
| | | 会計責任者の氏名 | 杉沼俊一 | 富沢房敏 | |
| まつだ収作を励ます会 | 山田明良 | 会計責任者の氏名 | 富樫薫 | 後藤恒夫 | 同 12.19 |
| 加藤憲彦後援会 | 小野幹雄 | 会計責任者の氏名 | 矢作亀代司 | 矢作幸夫 | 同 12.22 |
| 原田まさひろと優しい未来を創る会 | 原田和広 | 会計責任者の氏名 | 原田秀雄 | 佐々木雄一郎 | 同 12.24 |

山形県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成28年1月29日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|-------------|--------|------------|
| 二宮隆一後援会 | 鏡日出雄 | 平成27. 8.31 |
| 伊藤精一後援会 | 西塚利悦 | 平成27.11. 1 |
| すとう和幸を支援する会 | 須藤和幸 | 平成27.11.30 |
| 浅井健一後援会 | 押野力 | 平成27.11.30 |
| 「さとう敏彦」後援会 | 黒沼鐵太郎 | 平成27.11.30 |
| 柿崎泉後援会 | 柿崎繁美 | 平成27.12. 1 |
| 那須稔後援会 | 那須稔 | 平成27.12. 6 |
| 那須稔末広町地元後援会 | 星野昭一 | 平成27.12. 6 |

| | | |
|---------|---------|--------------|
| 沼沢恵一後援会 | 沼 沢 恵 一 | 平成27. 12. 19 |
| 布施正昭後援会 | 布 施 正 昭 | 平成27. 12. 19 |
| 加藤憲彦後援会 | 小 野 幹 雄 | 平成27. 12. 22 |

山形県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成28年1月29日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|-----------------------|---------|-------------|--------------|--------------|
| 川 合 猛 | 南陽市議会議員 | 南陽市を明かるくする会 | 南陽市川樋2745の内2 | 平成27. 12. 25 |

山形県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成28年1月29日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 取消年月日 |
|------------------|-------------|--------------|
| 須 藤 和 幸 | すとう和幸を支援する会 | 平成27. 11. 30 |
| 那 須 稔 | 那須稔後援会 | 同 12. 6 |
| 布 施 正 昭 | 布施正昭後援会 | 同 12. 19 |
| 遠 藤 喜 昭 | 遠藤よしあき後援会 | 同 12. 20 |

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第1号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年1月29日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中 「硬膜外自家血注入療法」 1回につき 9,020円 を

| | | |
|-------------------------|-------|--------|
| 硬膜外自家血注入療法 | 1回につき | 9,020円 |
| 周術期カルペリチド静脈内投与による再発抑制療法 | 1回につき | 2,010円 |

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成28年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集期間等

| 募集種目 | 募集期間 | 試験期日 | 試験の概要 | 試験場の位置 | 試験場の名称 | 採用時期 |
|----------------|--------------------------------------|-------------------|------------------------------|--------|----------------|--------------------------|
| 自衛官候補生 （男子） | 平成28年2月 1日（月）か ら同月10日 （水）まで | 平成28年2月14日 （日） | 筆記試験 適性検査 口述試験 身体検査 | 東根市 | 陸上自衛隊神町 駐屯地 | 平成28年3月 下旬又は4月 月上旬 |

2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地为管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称 | 所在地 | 規格 | | 公募戸数 | 区分 | 家賃 | | | | 摘要 | | | |
|--------------|---------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|--|
| | | 住宅形式 | 1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル | | | 収入が 104,000円 以下の者 | 収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者 | 収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者 | 収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者 | | 収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者 | 収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 | |
| 県営鈴川第二アパート1号 | 山形市鈴川町三丁目18-48 | 3K | 44.4 | 1 | 一般用 | 11,900 | 13,800 | 15,700 | 17,800 | 20,100 | 20,100 | 3月分の家賃に相当する額 | |
| 同 5号 | 同 17-17 | 同 | 44.4 | 1 | 同 | 12,300 | 14,300 | 16,300 | 18,400 | 19,500 | 19,500 | 単身可 | |
| 同 五十鈴アパート2号 | 同 大野目二丁目2-50 | 同 | 51.2 | 1 | 同 | 14,700 | 17,000 | 19,500 | 22,000 | 25,100 | 26,800 | | |
| 同 桜町アパート1号 | 同 桜町四丁目12-16 | 3DK | 58.4 | 1 | 同 | 18,800 | 21,800 | 24,900 | 28,100 | 32,100 | 37,000 | | |
| 同 あたごアパート | 同 小白川町五丁目27-15 | 3LDK | 71.9 | 1 | 同 | 28,900 | 33,400 | 38,100 | 43,000 | 49,200 | 56,700 | | |
| 同 十日町アパート | 同 十日町一丁目7-13 | 3DK | 65.6 | 1 | 同 | 29,400 | 34,000 | 38,900 | 43,800 | 50,100 | 57,800 | | |
| 同 金生アパート | 同 上市市金生一丁目13-13 | 3K | 44.4 | 1 | 同 | 10,400 | 12,100 | 13,800 | 15,100 | 15,100 | 15,100 | 単身可 | |
| 同 長岡アパート2号 | 同 天童市中里一丁目2-2 | 3DK | 75.9 | 1 | 同 | 27,400 | 31,600 | 36,200 | 40,800 | 46,600 | 53,800 | | |
| 同 4号 | 同 2-4 | 同 | 70.6 | 1 | 同 | 26,000 | 30,000 | 34,300 | 38,700 | 44,200 | 51,000 | | |
| 同 天童駅西アパート1号 | 同 駅西二丁目2-27 | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 19,200 | 22,200 | 25,400 | 28,600 | 32,700 | 37,800 | | |
| 同 天童駅南アパート1号 | 同 田鶴町四丁目18-17 | 同 | 66.5 | 1 | 同 | 22,700 | 26,200 | 29,900 | 33,700 | 38,600 | 44,500 | | |
| 同 2号 | 同 18-22 | 同 | 73.1 | 1 | 同 | 24,900 | 28,800 | 32,900 | 37,100 | 42,400 | 48,900 | | |
| 同 | 同 | 同 | 66.5 | 1 | 同 | 22,700 | 26,200 | 29,900 | 33,700 | 38,600 | 44,500 | | |
| 同 芦沢アパート | 同 東村山郡山辺町大字山辺2084-7 | 2DK | 52.8 | 2 | 同 | 11,200 | 12,900 | 14,800 | 16,700 | 19,100 | 22,000 | 単身可 | |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年2月3日から同月9日まで（月曜日を除く。）（受付時間 午前10時から午後6時まで）（ただし、郵送の場合は、平成28年2月9日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成28年3月下旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成28年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称 | 所在地 | 規格 | 公募戸数 | 区分 | 家賃 | | | | 摘要 | | |
|-------------|--------------------|--------------------------------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|----------------------------|----------------------------|
| | | | | | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 | | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 | 収入が186,000円を超え214,000円以下の者 |
| 県営小出アパート2号 | 長井市台町3-2 | 3DK 1戸当たり住戸専用面積 58.0 平方メートル | 1 | 一般用 | 14,600 | 16,900 | 19,300 | 21,800 | 24,900 | 28,700 | 3月分の家賃に相当する額 |
| 同 成田アパート | 同 成田3102-3 | 同 | 2 | 同 | 14,900 | 17,200 | 19,600 | 22,100 | 25,300 | 29,200 | |
| 同 | 同 | 同 | 1 | 同 | 18,200 | 21,000 | 24,000 | 27,100 | 31,000 | 35,800 | |
| 同 小国アパート1号 | 西置賜郡小国町大字兵庫館三丁目3-9 | 3DK | 2 | 同 | 13,300 | 15,300 | 17,500 | 19,800 | 22,600 | 26,100 | |
| 同 | 同 | 同 | 2 | 同 | 13,300 | 15,300 | 17,500 | 19,800 | 22,600 | 26,100 | |
| 同 2号 | 同 3-8 | 同 | 1 | 同 | 14,200 | 16,400 | 18,800 | 21,200 | 24,200 | 28,000 | |
| 同 | 同 | 同 | 3 | 同 | 14,200 | 16,400 | 18,800 | 21,200 | 24,200 | 28,000 | |
| 同 あらとアパート1号 | 同 白鷹町大字荒砥乙725-1 | 同 | 1 | 同 | 24,000 | 27,700 | 31,700 | 35,700 | 40,800 | 47,100 | |
| 同 飯豊アパート | 同 飯豊町大字萩生3893-3 | 同 | 2 | 同 | 14,900 | 17,200 | 19,700 | 22,200 | 25,300 | 29,300 | |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成28年2月5日から同月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成28年2月12日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成28年3月下旬

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成28年1月29日

山形県収用委員会

会長代理 半 田 稔

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定による下記の書類は、当収用委員会事務局（山形県県土整備部県土利用政策課内）に保管してあるので、通知を受けるべき者にいつでも交付する。なお、当該書類を受領しないときは、平成28年2月15日の経過をもって通知があったものとみなされる。

1 事件名

平成27年11月25日に収用の裁決手続の開始を決定した東日本高速道路株式会社が起業する高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事（山形県東置賜郡高島町大字深沼字烏柳地内から同町大字深沼字中谷地地内まで及び南陽市川樋字丸山地内から上山市金瓶地内まで）並びにこれに伴う市道、町道及び農業用排水路付替工事に係る収用裁決事件

2 通知すべき書類の名称

平成28年1月22日付け山収委第37号「審理の開催について（通知）」

3 通知を受けるべき者

氏名 北川幸広

住所 不明 ただし、戸籍附票上の住所 長崎県佐世保市吉井町直谷1200番地1 メゾンドール201